平成２９年（フ）第５２３号
広島県東広島市志和町志和東2936番地
債務者　松岡　良行
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田森　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月10日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５８号
広島市東区中山東２丁目１番６－103号
債務者　花田正一郎
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝原　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２２７号
北海道北広島市共栄町２丁目７番地１　ディアスターヒルズⅡ102号
債務者　原　　善隆
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３９号
札幌市東区北43条東１丁目５番16号　ルミエール北43条Ｂ205号
債務者　森田　継美
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４４号
札幌市東区北40条東19丁目３番21号　サトウハイツＡ号
債務者　三浦　浩子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３６２号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目１番18号　パークサイドヴィラ206号
債務者　木村　健二
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３７２号
札幌市中央区南８条西６丁目289番地33　サッポロダイカンプラザ802号
債務者　長内めぐみ
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３７７号
札幌市北区北34条西５丁目２番３－203号
債務者　土門　香織
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３９２号
札幌市中央区南24条西７丁目３番６号　南24条マンション５号
債務者　久保　勇次
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３９７号
札幌市豊平区美園１条１丁目１番１－101号
債務者　塩谷　信行
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
北海道留萌市大町３丁目49番地の２　５号棟10号
債務者　棚橋　香織（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第４１号
山形県酒田市北新橋１丁目14番地の２　コーポラフォーレ103号
債務者　吉田　啓子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１３８号
群馬県藤岡市中654番地３
債務者　稲葉　孝之
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６４号
千葉県東金市西福俵70番地21
債務者　竹蓋アレハンディアこと　タケフタアレハンデイア　ガラング
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第４６２号
堺市堺区翁橋町１丁８番６－701号
債務者　坂本　卓爾
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６０３号
大阪府松原市北新町５丁目142番地の４（105号）
債務者　阪本　宜則
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６０５号
大阪府松原市河合１丁目15番21号
債務者　福島　美香
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係